



平成12年9月1日

都道府県
各 指定都市 民生部（局）長 殿
中核市

厚生省社会・援護局企画課長

障害者に係る小規模通所授産施設を経営する社会福祉法人に
関する資産要件に係る通知案について（事務連絡）

平成12年6月7日に公布された「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（平成12年法律第111号）による社会福祉事業法の改正により、障害者に係る小規模通所授産施設の経営を目的として社会福祉法人格を取得する方途が開かれることとなりました。

小規模通所授産施設を経営する社会福祉法人に関する資産要件等については、所要の通知を発出することを考えておりますが、当該通知を実際に発出するに当たっては、その前提として、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）等の関係政令の改正が必要となるとともに、小規模通所授産施設に係る最低基準を厚生省令により定める必要があります。

政令及び厚生省令に係る作業につきましては、現在早急に進めているところですが、今般、貴職の事務遂行上の便宜を考慮し、小規模通所授産施設を経営する社会福祉法人に関する資産要件等に係る通知の内容について、その案を（別紙）のとおり事前に情報提供させていただくことといたしましたので、お知らせいたします。

(別紙)

障害者に係る小規模通所授産施設を経営する社会福祉法人に
関する資産要件等について〔通知案〕

平成12年6月7日に公布された「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」(平成12年法律第111号)による改正後の社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)において、政令で定める事業については、利用者が10人以上であれば社会福祉事業に含まれることとなり、これを受け、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)において、以下の施設を経営する事業が定められたところです。

- ① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者授産施設(通所施設に限る。)
- ② 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者授産施設(通所施設に限る。)
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者社会復帰施設のうち精神障害者授産施設(通所施設に限る。)

これらの施設で利用者が10人以上のもの(以下「小規模通所授産施設」という。)を経営する事業が社会福祉事業に含まれることとなったことにより、今後、これらの事業を行うために社会福祉法人(以下「法人」という。)を設立することが可能となります。

法人については、その公益性を担保し、事業経営の安定性・継続性を確保する必要性が高いため、その設立を認可するための所要の資産要件等が定められているところです。他方、

- ① 「在宅重度障害者通所援護事業費等の国庫補助について」(昭和63年5月25日厚生省社第298号厚生事務次官通知)の別紙「在宅重度障害者通所援護事業費等補助金交付要綱」の別添1「在宅重度障害者通所援護事業実施要綱」
- ② 「知的障害者通所援護事業等助成費の国庫補助について」(昭和54年4月11日厚生省発児第67号厚生事務次官通知)の別紙「知的障害者通所援護事業助成費補助金交付要綱」の別添「知的障害者通所援護事業実施要綱」
- ③ 精神障害者小規模作業所運営事業等助成費の国庫補助について(平成2年8月27日健医第200号厚生事務次官通知)の別紙「精神障害者小規模作

業所運営事業等助成費補助金交付要綱」の別添1「精神障害者小規模作業所運営助成事業実施要綱」

のそれぞれに基づき行われる事業（以下「在宅障害者通所援護事業」という。）は、各地域においてきめ細かい福祉活動の展開に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、今後、地域福祉の推進を図る上で重要となります。

このため、法人の公益性を維持しながら、在宅障害者通所援護事業の機動性・柔軟性を活用しつつ、これらの事業を行うもののうち一定の要件を備えて小規模通所授産施設を経営する者が法人に円滑に移行できることとなるよう、今般、小規模通所授産施設を経営する者が法人格を取得する際に必要な資産要件等について下記のとおり定めましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

記

1. 小規模通所授産施設の経営を目的として法人を設立する場合の資産要件等
小規模通所授産施設の経営を目的として法人を設立する場合においては、次に掲げる要件を満たしているものとする。こと。
 - ① 原則として、小規模通所授産施設の用に供する不動産（以下「施設用不動産」という。）のすべてについて所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。
ただし、1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。）を有している場合には、施設用不動産のすべてについて国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。
 - ② 5年（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合には3年）以上にわたって、在宅障害者通所援護事業の要件に合致する事業の経営実績を有しているとともに、地方公共団体又は民間社会福祉団体からの委託又は助成を現に受けているか、あるいは過去に受けていたことがあること。
 - ③ 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。
2. 小規模通所授産施設を経営する事業と併せて行うことができる事業の範囲
 1. に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、小規模通所授産施

設の経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、小規模通所授産施設の経営と併せて行うことができるものとする。

- ① 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業又は精神障害者地域生活支援センターを経営する事業
- ② 身体障害者居宅介護等事業又は知的障害者居宅介護等事業
- ③ 当該小規模通所授産施設を利用する障害者に対し、無料又は低額な料金で建物を賃貸する事業

3. 定款変更の認可申請

二以上の都道府県の区域内において事業を実施しようとする場合、2. の①～③に掲げる事業以外の事業を営もうとする場合その他本通知に定める資産要件等を満たさなくなるような場合には、当該法人は、所轄庁に対して遅滞なく定款の変更の認可申請を行うものとする。

4. 施行期日

この通知は平成12年 月 日から施行するものとする。